

【別添2】

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>別表第三 一～三の三（略）</p> <p>四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉍物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業</p> <p>五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉍物を彫る場所における作業</p> <p>六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。）を用いて、岩石、鉍物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する作業</p> <p>六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉍物を研磨し、又ははばり取りする作業</p> <p>七～七七（略）</p>	<p>別表第三 一～三の三（略）</p> <p>四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉍物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業</p> <p>五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉍物を彫る場所における作業</p> <p>六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用いて、岩石、鉍物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する作業</p> <p>（新設）</p> <p>七～七七（略）</p>